

羽生市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項は別に定めるものほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加資格又は指名の取消)

第2条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者となつたとき（第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 業務停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者の当該参加資格又は指名を取り消す。

(入札)

第3条 競争入札の参加者は契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、羽生市競争入札参加者心得及び入札公告、指名通知又は入札説明書（以下「通知書等」という。）の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札は、通知書等で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。

3 競争入札の参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。

4 入札は、入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額により行わなければならない。ただし、通知書等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 競争入札の参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

6 競争入札の参加者は、市長から入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を市長の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号のいずれかに掲げるところにより申し出なければならない。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札日の前日までに到着するものに限る。）により行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 競争入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第7条 競争入札の参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該競争入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

第8条 開札は、通知書等に定めるところにより、競争入札の参加者等の立会いのもとに行う。

2 開札のとき、当該入札に係る競争入札の参加者等が入札場所にいない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回る価格を記載した入札
- (12) 初度入札において落札者がないとき、開札の結果として入札価格の最低のものを発表したにもかかわらず、再度入札においてその価格を上回る価格を記載した入札
- (13) 入札執行前に予定価格を公表したときには、その価格を上回る価格を記載した入札
- (14) 内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの
 - ア 内訳書が未提出のもの
 - イ 内訳書に記載すべき事項が欠けているもの
 - ウ 内訳書の記載事項に誤りがあるもの

(落札者の決定)

第10条 落札者は、入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。

2 総合評価方式による入札を適用した場合においては前項の規定にかかわらず入札書比較価格の範囲内をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点の最も高い者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表する。

4 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。
(くじによる落札者の決定)

第11条 落札とすべき同額の入札をした者が2名以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 一般競争入札（事後審査型）においては、前2項の落札者を落札候補者と読み替えるものとする。

(再度入札)

第12条 初度入札において落札者がないときは、再度入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

3 前項ただし書きの規定により、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

4 再度入札は1回限りとする。

(不調時の取扱い)

第13条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることはできない。

3 第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積をした者を契約の相手方とすることができます。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、落札決定の日から5日以内に、請負契約書に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。
(契約の確定)

第15条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第16条 競争入札の参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(準用)

第17条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

1 この心得は、平成28年11月1日から施行する。

2 羽生市建設工事請負等指名競争入札参加者心得及び羽生市物品購入に係る指名競争入札参加者心得は、廃止する。

3 前二項の規定にかかわらず、平成28年11月1日までに公告又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この心得は、平成31年2月1日から施行する。